

令和4年度税制改正大綱

令和3年12月10日公表



1 個人所得課稅

住宅ローン控除の見直し・延長

- ・適用期限を**令和7年12月31日まで**4年間延長する。
- ・控除期間を新築の認定住宅等については原則13年間に延長する。(既存住宅の取得又は増改築等は、従前通り原則10年間)
- ・控除率を年末ローン残高の0.7%に引き下げる。
- ・適用対象者の所得要件を2,000万円以下に引き下げる。(令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合に適用)
- ・床面積要件を 4 0 ㎡以上に緩和する。(令和 5 年 1 2 月 3 1 日以前に建築確認を受けた新築住宅を取得した合計所得 1,000万円以下の者)
- ・ 既存住宅の要件について築年数を廃止し、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋である ことを加える。
- ・所得税額から控除しきれない額は、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税から控除する。
- ・年末調整および確定申告において住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書および工事請負契約 書の写し等は、添付不要とする。(令和5年1月1日以後に居住の用に供した場合)

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

・持株割合が3%未満の個人株主についても、同族会社である法人との合計で持株割合が3%以上と となる場合には、その個人株主が支払いを受ける配当等について、総合課税の対象とする。

2 資産課税(相続税、贈与税)

- 1. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し・延長
 - 適用期限を令和5年12月31日まで2年間延長する。
 - ・非課税限度額を耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋は1,000万円に、それ以外は 500万円に引き下げる。(住宅取得等の契約締結時期にかかわらず、令和4年1月1日以後 に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用)
 - ・受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げる。
- 2. 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予(事業承継税制)の特例承継計画提出期限の延長
 - 適用期限は平成30年1月1日から令和9年12月31日までの贈与・相続等が対象となる。
 - 事前の計画策定等の提出期限を令和6年3月31日まで1年間延長する。

3 法人課税

- 1. 所得拡大税制の見直し・延長(中小企業)
 - ・適用期限を令和6年3月31日までの間に開始する事業年度まで1年間延長する。
 - 雇用者給与等支給額が1.5%以上増加した場合、給与総額の増加額の15%を税額控除する。
 - ・雇用者給与等支給額が3%以上増加した場合、給与総額の増加額の30%を税額控除する。
 - 教育訓練費の額が10%以上増加した場合、税額控除率に10%を上乗せする。

3 法人課税

- 2. 少額の減価償却資産および一括償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し
 - ・取得価額10万円未満および10万円以上20万円未満の減価償却資産のうち、貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供したものを対象資産から除外する。(適用時期は不明)
- 3. 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長
 - ・取得価額30万円未満の減価償却資産のうち、**貸付け(主要な事業として行われるものを除く)** の用に供したものを対象資産から除外したうえで適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。
- 4. 交際費等の損金不算入制度の延長
 - 適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。
 - ・交際費等の額は、原則として全額が損金不算入となる。
 - ・中小法人においては、(1)交際費等の額が800万円(事業年度の月数が12に満たない場合は 月割り)までの損金算入の特例、(2)交際費等のうち接待飲食費の50%まで損金算入の特例の いずれかを選択適用できる。
- 5. 仮想隠蔽または無申告の場合の帳簿外の必要経費(損金)不算入の創設
 - ・確定申告書を隠蔽仮想行為に基づき提出または提出していなかった場合、当該年度の費用の額等は、(1)保存する帳簿書類から取引・金額が明らかである場合、(2)取引相手に対する反面調査等により税務署長が当該費用を認める場合を除き損金不算入とする。

4 消費課税

適格請求書等保存方式(インボイス制度)に係る見直し

- ・免税事業者が**令和5年10月1日から令和11年9月30日まで**の日の属する課税期間中に適格 請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その<mark>登録日から</mark>適格請求書発行事業者となることが できる。
- ・上記適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者は、登録日以後**2年**を経過する日の属する課税期間まで課税事業者として強制適用される。

5 その他

- 1. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備
 - ・令和4年1月1日から令和5年12月31日までは電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存 要件に従って保存できなかったことについて、納税地の所轄税務署長がやむを得ない事情がある と認め、税務調査時において当該記録の出力書面が提示または提出できる場合にはその保存要件 を充たす。(納税地の所轄税務署長への手続き不要)
- 2. 暦年贈与改正の見送り
 - ・相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、相続発生前に行われた贈与について相続税の対象に持ち戻す期間を3年から10年ないし15年に延長し、将来的に暦年贈与を廃止することが検討される。